

広島市告示（佐伯区）第39号
令和 7年 4月 17日

平成22年1月7日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した大古谷・大野原町内会（代表者 釜賣 昭男）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

記

変更があった事項及びその内容

事務所

広島市佐伯区湯来町大字葛原341番地

代表者氏名及び住所

釜賣 光洋

広島市佐伯区湯来町大字葛原341番地